

判例研究 刑法 208 条の 2 第 2 項後段にいう赤色信号を「殊更に無視し」の意義
最高裁判所第一小法廷決定/平成 20 年 10 月 16 日

・ 事実の概要

被告人は、普通乗用自動車を運転し、パトカーで警邏中の警察官に赤色信号無視を現認され、追跡されて停止を求められたが、そのまま逃走し、信号機により交通整理の行われている交差点を直進するにあたり、対面信号機が赤色信号を表示していたにもかかわらず、その表示を認識しないまま、同交差点手前で車が止まっているのを見て、赤色信号だろうと思ったものの、パトカーの追跡を振り切るため、同信号機の表示を意に介することなく、時速約 70km で同交差点に進入し、折から同交差点内を横断中の歩行者をはねて死亡させた。

・ 決定要旨

赤色信号を「殊更に無視し」とは、およそ赤色信号に従う意思のないものをいい、赤色信号であることの確定的な認識がない場合であっても、信号規制自体に従うつもりがないため、その表示を意に介することなく、たとえ赤色信号であったとしてもこれを無視する意思で進行する行為も、これに含まれると解すべきである。

・ 検討

1. 208 条の 2 の創設

業務上過失致傷罪と道交法違反を併合罪と処理しても適切に対処することの困難な悪質・重大な交通事犯が頻発していること、故意に危険運転行為を行っている点に注目すれば、その実態は過失犯というより暴行による傷害・傷害致死罪に準じた犯罪とすることが適当であること、被害者感情や一般予防の観点を考慮すれば一定の重罰化が要求される立法事実があること等が立法理由として挙げられる。

2. 208 条の 2 第 2 項後段 赤色信号を「殊更に無視」

当初の要綱では「赤色信号に従わず」となっていたが、赤色信号無視であっても、既に安全に停止する事が困難な地点に至って初めて赤色信号に気付いた場合、信号の変わり際で、赤色信号であることについて未必的な認識しかない場合などは危険性・悪質性が極めて高い行為とはいえないのではないかとの指摘もあり、極めて悪質かつ危険な運転行為に限定する趣旨から、最終的な要綱では「赤色信号を殊更に無視し」と修正され、立法化された。

3. 「赤色信号を殊更に無視し」の構造

赤信号であることの認識	
確定的認識	未必的認識

積極的に無視 ex 停止することが十分可能

赤色信号を「殊更に無視し」

以上